○環境省告示第百一号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第六条第一項の規定に基づき、磐梯朝日国立公園の区域を変更したので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十三年十一月二十二日

環境大臣　細野　豪志

一　削除する区域

福島県耶麻郡磐梯町大字磐梯の一部

二　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第百二号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第八条第一項の規定に基づき、磐梯朝日国立公園に関する公園計画を変更したので、同条第三項において準用する同法第七条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

変更後の公園計画を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十三年十一月二十二日

環境大臣　細野　豪志

一　特別地域から次の区域を削除する。

福島県耶麻郡磐梯町大字磐梯の一部

二　次の単独施設を削除する。

種類	位置
園地	福島県二本松市（五葉松平下）
園地	福島県耶麻郡北塩原村（金山）

三　公園計画を表示した図面（省略）

○環境省告示第百三号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第一項の規定に基づき、磐梯朝日国立公園の特別地域の区域を変更したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十三年十一月二十二日

環境大臣　細野　豪志

一　削除する区域

福島県耶麻郡磐梯町大字磐梯の一部

二　区域を表示した図面（省略）

○防衛省告示第二百七十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年十一月二十二日

防衛大臣　一川　保夫

日時	平成二十三年十二月五日から同月九日及び同月十二日から同月十六日までの間、毎日〇七〇〇から一七〇〇まで
区域	九州北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域 (ア)　北緯三四度四三分三一秒　東経一三〇度五二分〇一秒 (イ)　北緯三四度〇八分五二秒　東経一三〇度二九分〇一秒 (ウ)　北緯三四度一六分五七秒　東経一三〇度一二分三七秒 (エ)　北緯三四度五一分一一秒　東経一三〇度三五分〇六秒
航空機	二機
その他	一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。 二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百七十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年十一月二十二日

防衛大臣　一川　保夫

日時	平成二十三年十二月一日から平成二十四年一月三十一日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで
区域	硫黄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域 (ア)　北緯二八度一五分一五秒　東経一四六度二九分四七秒 (イ)　北緯二五度二五分一六秒　東経一四七度三七分四七秒 (ウ)　北緯二五度〇〇分一六秒　東経一四五度三五分四八秒 (エ)　北緯二七度五五分一五秒　東経一四四度五七分四八秒
自衛艦	八隻
その他	一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。 二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。 三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第百八十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後
秋田市土崎港相染町字街道下四四番一から同市飯島道東一丁目一九一番三まで	敷地の幅員	一七・九メートル
	延長	四九・八メートル
	敷地の幅員	一七・九五メートル
	延長	四九・八八メートル
	敷地の幅員	二一・二九メートル
	延長	五一・八五メートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百八十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十二日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長	備考
岩手県岩手郡雫石町大字繋第五地割字塩ヶ森一九〇番一七四から同町大字繋第五地割字塩ヶ森一七五番四まで	前	一三・一五～一四・五二メートル	〇・八六七キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　一三・四〇～一四・五二メートル B　一八・八七～一九・八九メートル	〇・八六七キロメートル 〇・五一一キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○関東地方整備局告示第四百二十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十二日

関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	川崎市幸区小向仲野町一番七地先から同市幸区小向仲野町一番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十一月二十二日

○近畿地方整備局告示第二百七十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十二日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十九号